

Title	清代徽州農村社会における生員のコミュニティについて
Sub Title	Gentries and communities in agricultural society in the Chi'ng Dynasty
Author	渋谷, 裕子(Shibuya, Yuko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1995
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.64, No.3/4 (1995. 4) ,p.85(339)- 115(369)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19950400-0085

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

清代徽州農村社会における生員のコミュニティについて

渋谷 裕子

目次

序文

第一節 慶源村詹族と詹元相

I 慶源村詹族と詹元相

II 日記にみられる交際者名について

第二節 民間組織「会」の参加状況

I 金融互助組織「会」

II 文化組織「会」

III 祭祀運営組織「会」

第三節 個人交際

I 宴会の出席状況

① 新年酒 ② 生日酒 ③ 謝中酒 ④ その他

II 紛争に関する交際

III 雨乞い

IV 科挙

結語

序文

詹元相（一六七〇—一七二六）、清康熙年間徽州府婺源縣慶源村の人。彼は終生郷試に合格できなかったため、終生一度も官に就かず、增生（増広生員）身分のまま故郷で一生を過ごした。明末清初の学者、顧炎武によれば、当時全国には約五十万名の生員が存在したとい^①う。詹元相もその一人で、特筆すべき資産や才量は何も持ち合わせていなかった。彼は村の塾教師をつとめながら、少額の地主でもあり、村人相手に高利貸も行っていたが、それは当時の生員層の一般的な生計方法でもあった。もし、彼が記した日記—『畏齋日記』—が安徽省徽州地区博物館に残されず、それが『清史資料』第四輯（中華書局、一九八三年）に収録されなかったら、われわれは彼の存在を知ることなかったであろう。

『畏齋日記』（以下『日記』と略記）は、康熙三八年から四五五年までの八年間に書かれたもので、当時の農村生活が、生員である作者の眼を通していきいきと描かれている。記述内容は多岐にわたり、そこから当時の農村社会の租佃関係、高利貸活動、祭祀、物価、冠婚葬祭等の状況を断片的ながらも窺うことができる^②。

ところで筆者は、『日記』に記された当時の状況の中でも、特に彼が参加した各種の交際活動に対して興味を抱いた。『日記』を見る限り、彼はなかなかの交際家であつたと思われる。『日記』に記されているのは二九歳からの八年間で、その間三、四男が誕生している。彼は増える家族を養うために、教師や地主、高利貸業に精を出す一方、科挙受験にも余念がなかつた。しかし受験勉強は彼の日常生活においてさほど大きな比重を占めてはなかつたと思われる。むしろ、この山村に繰り広げられる日常茶飯の出来事の方に大いに関心を示し、自らも積極的に関わつた。『日記』には当日出会つた人の名前や交際内容が、連日丁寧^③に記されている。本業を通じての交際以外に、村の祭祀運営や冠婚葬祭に積極的に係わり、各種の「会」の組織に参加した。友人の誕生会等の個人の宴会にも頻繁に出席し、雨乞いや隣村の他族との紛争にもつきあつた。その結果、彼は地域内に多くの知人を獲得した。八年間の『日記』に記された知人名は、何と四百名近くに及ぶ。

科挙をめざす一方で自己のネットワーク作りに励む、われわれはそこに中国知識人のひとつの典型像を見出すことが出来る。「私は友だち付き合いなら、いつだって

金メダルを取れる。残念ながらその種の競技はないが、これは現代中国の気鋭作家、史鉄生の言葉である。⁽³⁾ 制度や組織が常に理想的に機能しないこの国において、最も信頼できるのは知人同士の相互扶助である。ましてや不安定な身分の知識人にとって、自らのネットワークづくりは、生きるための必須手段なのである。だから詹元相も、科挙の立身出世に一縷の望みを託す一方で、故郷における安居楽業を考えて自己のネットワーク作りに励んだのであろう。それでは彼は具体的にいかなる手段によって、多数の知人を獲得したのであろうか。

中国の農村コミュニティに関する研究は、中国本土以外の中国人社会を調査対象とした人類学的研究が、従来より着実な成果をあげている。⁽⁴⁾ しかし明清史研究においては、農村レベルにおける民衆の日常行動を記述する史料が少ないためにテーマとして敬遠されていた。⁽⁵⁾ しかし、『日記』の地域である徽州地方においては、同地方に残された豊富な庶民文書を利用した中国内外の学者による「徽州研究」の成果が着実に蓄積されており、当時の宗族制が発達した状況下における基層社会の実相が明らかにされつつある。⁽⁶⁾ 筆者も先に同地方に残された祭祀簿を利用して明清期の元宵節祭祀の運営方法を紹介し、農村

内における異宗族の血縁集団間が、地域神信仰を媒介として一つの祭祀組織として構造的に結合していたことを指摘した。⁽⁷⁾ これらの徽州研究の成果を利用して、ことによって、『日記』に記された詹元相の交際の軌跡も、個人のネットワーク作りという視点のみならず、宗族組織の発達した地域において個人がいかなる点で自律性を発揮し、その自律性が自分の所属する血縁集団や地域全体に対していかなる影響を与えたのか、といった点も含めて考察することが可能に思われる。

本稿は、『日記』に見られる詹元相の交際内容を紹介しながら、当時の農村における各種「会」組織、個人交際等の実態について明らかにしていきたい。同時に、当時の農村社会においてこれらの交際活動がいかなる社会的機能をもちあわせていたのか考えていきたい。

第一節 慶源村詹族と詹元相

I 慶源村詹族と詹元相

本節では慶源村と詹族の概況と、詹元相が村において帰属する社会単位について紹介する。

婺源県は、安徽省徽州府の西南端に位置する。民国以

降は江西省に属しているが、明清期は行政上は徽州府に属した。徽州府婺源県浙源郷嘉福里一二都慶源村は、全体の八、九割が山地を占める婺源県の北東部に位置する。この四方を山に囲まれ、耕地面積が少なく、毎年干害や疫病に悩まされる厳しい自然条件下にある村が、慶源詹氏一族の故郷である。『慶源詹氏宗譜』(以下『宗譜』と略記) 卷一、序によれば、慶源詹氏は、東晋・大興年間に南陽から江南に移り、隋には婺源廬源に定居した。

唐・開元年間に一部が慶源村に移住し、慶源詹氏の始祖となった。明代に至ると慶源詹氏は、徽州の大家として『新安名族志』に名を列ねるまでに繁栄した。

次に詹元相と、その所属するサブリーニージについて紹介しておく。『宗譜』卷一七によると、彼は慶源詹氏の柔房派の第三四世代に属し、同世代中で第一四一番目に誕生した。家族構成は以下の通りである。(参考のため日記が執筆された康熙四四年当時の各人の満の年齢及び身分、実家等を付した)

父 詹起濡、五六歳、郡庠生。母 江崑玉 五六歳。
 妻 汪三鱗、三二歳、大坂邑庠生汪志英の娘。
 本人 詹元相 (字翊元、號畏齋)、三三歳、邑增生。
 長男 景琛、一三歳、後に邑庠生。次男 景齡、七歳。

三男 景倫、四歳、後に郡增生。四男 景陶、零歳。
 長女 菊英 (年齢不明)。次女 春英 (年齢不明)。

ところで、『宗譜』に記載されていた「柔房派」という支派名は、『日記』には一度も見られない。つまり柔房派は、詹元相の時には日常的な結合単位として機能していなかったと考えられる。そこで、彼が生活していた当時に実際に機能していた支派の分布状態を確認しよう。ここで手がかりになるのは、『宗譜』卷二四に記載された「慶源宅基 (慶源村の地図)」(図1参照)で、そこに慶源詹氏の宗祠とその支祠が確認できる。同地図は詹元相の次世代 (三五世代) の子孫が作成したもので、これらの支祠は元相の時代のサブリーニージの分布の実態に近いものと推定できる。注目されるのは、地図では、宗祠は三階屋に描かれ、支祠については、二階屋のものと、その周辺にある平屋の二種類がある点である。

二階屋支祠	その周辺に位置する平屋支祠
①起元堂 ⑥慶遠堂 ⑩瑞環堂	②樹槐堂③履垣堂④恒徳堂⑤儀正堂 ⑦橋西堂⑧槐西堂⑨存古堂 ⑪三斯堂⑫永宜堂⑬恒慶堂

慶源宅基

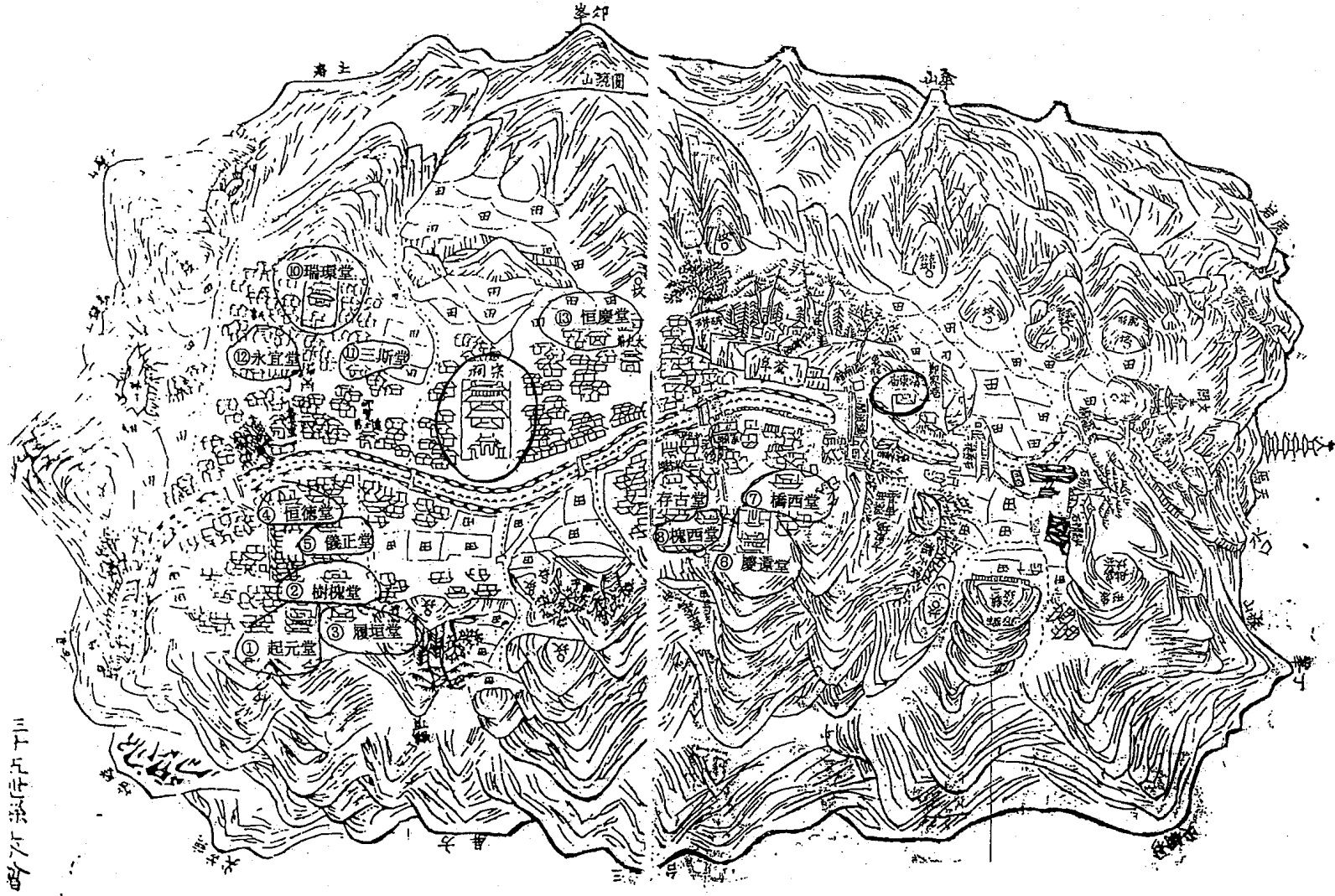


図1 慶源村地図（『慶源慶源詹氏宗譜』卷二四）

すなわち、康熙年代の詹元相も、右の支祠のいずれかに属していたと推定される。彼が所属する支派は、『日記』の祖先祭祀に関する次の記事から推定できる。慶源の詹氏一族は毎年正月七日に、宗祠に集合して始祖を拝している。毎年の関連記事を見ると、

康熙四〇年 祀先達、本門充首。

四一年 瑞環堂祀先達。

四二年 起元堂祀先達。

四三年 慶遠堂祀先達。

四四年 大文會起元堂祀先達。

四五年 瑞環堂祀先達。

となっており、表一の①、⑥、⑩の二階屋の支祠名が、規則的にみられる。ここから、この三つが当時の慶源詹氏の三大支派の名称であり、交代で先祖祭祀の運営を務めていたと推定できる。当番の方法を見ると、起元堂だけが隔年で当っている。従って、「本門が会首にあたる」と元相の所属する単位が当番についた康熙四〇年が起元堂の年であることから、彼は「起元堂」に属すると推定される。起元堂の規模は、次の康熙四五年正月一日に起元堂内部で実施された、祖先祭祀に関する『日記』の記述から推定できる。

本門祭祀先、原三十三戸、今四房新興伯、五女叔新入二戸各銀八錢。

起元堂で祖先を祀った。起元堂の戸数はもとは三三戸であったが、今年から四房の新興伯と五女叔が戸に独立した。彼等は各銀八錢を払い新たに戸に入ったという。この記載から当時の起元堂の総戸数がわかると同時に、「四房」という表現から内部に分節した房が存在していることが確認できる。

詹元相の所属する房は、『日記』の次の記述から推定できる。

子籌叔贖去押樹槐堂新文會一股、計原價九錢…。

其會向係本家飲酒…。(康熙三十九年二月二十九日—以下『日記』の日付の康熙の年号を省略する)

この記事は、詹元相が参加していた樹槐堂の「新文會」の運営に関する記事で、「新文會」については次節で紹介する。「子籌叔が(かつて金を借りた時)に抵当になつていた『樹槐堂』の新文會の會員権を、元の値段の九錢で買い戻した…。「新文會」は、以前に「本家」の人達が酒を飲むために組織した会である」という内容であるが、ここから新文會を組織した詹元相の「本家」が、「樹槐堂」であると推定できる。同時に「樹槐堂」

は、表1の中の②に起元堂の附近に置かれて一階屋の支祠の名称であることから、「樹槐堂」は起元堂内から分節した房の名称であると推定される。

彼は、慶源村▽慶源村詹氏▽起元堂▽樹槐堂▽戸、というレベルの異なる単位に、重層的に帰属していた。元相は『日記』で、本村、本族、本門、本房、本家という名称で帰属単位を使い分けている。彼は、他村の他族との紛争に対しては、慶源村詹氏の代表として行動し、族内においては、時には起元堂の一員として、時には樹槐堂の一員として行動している。しかし、彼の日常の交際は、必ずしもこれらの重層的な血縁単位には拘束されていない。その点は後に具体的に明らかにしたい。

II 日記に見られる交際者名について

『日記』には、連日彼の交際者名が記されており、その交際者が非常に多いのに目をひかれる。ここでは、その概数と交際相手の特徴を明らかにしたい。

まず交際相手名を見ると、名前の後に、叔、伯、兄、弟、舅、叔公といった親族名称がついている場合が多い。日記に見られた親族名称を、父系親族と母系親族にわけ整理したのが表2と表3である。父系親族は、表2に

みられる一六種の名称が、母系親族は、表3の五種の名称がみられた。例えば、「叔公」とは、詹元相の祖父の弟を示す呼称であるが、日記全体から叔公の呼称を使つた名前をさがすと、次の一六名が挙げた。

智叔公、銘叔公、希震叔公、善叔公、桓叔公、聖褒叔公、秀昇叔公、兆佐叔公、大団叔公、濱泗叔公、細節叔公、細女叔公、養叔公、森叔公、茂叔公、涵一叔公

これを数えて、該当者数を一六名としたわけである。他の親族呼称についても、同様に実際の記載例を抽出してから、該当者を数えた。その際、数をなるべく実態に近づけるために次のような整理作業を行った。

一、当時実際に交際したと思われる人物のみを抽出した。物故者や、見聞だけで知己ではないと思われる人物は除外した。

二、中国語では、非血縁関係でも親しい人物に対しては、叔、兄、弟の呼称を付ける場合があり、『日記』でも見られた。そのうち、「江攀先兄」というように詹氏以外の異姓に対して叔、兄という直系の親族名称をつけた場合は、父系親族ではないと見なし、表4の非親族の江氏の項に入れた。但し、江姓は母系親族姓でもあるので、江攀先兄が母系親族である可能性もあるが、今回は「表

表2 詹元相の交際相手①父系親族

番号	親族名称	記載例	該当者数	番号	親族名称	記載例	該当者数
①	叔公	銘叔公、希震叔公	16	⑩	弟	元棠弟、五錦弟	34
②	叔婆	六生叔婆	1	⑪	弟媳	攀弟媳、榮弟媳	5
③	伯	之巽伯、雲生伯	21	⑫	姐	期男姐	1
④	伯母	趣伯母、清伯母	4	⑬	姐夫	旺姐夫、翮飛姐夫	2
⑤	叔	潤可叔、四保叔	77	⑭	妹	趾女妹、加琮妹	3
⑥	婶	泳婶、後生婶	2	⑮	妹夫	汪履安妹夫	2
⑦	姑夫	江霖瞻姑夫	2	⑯	侄	慶五侄、茂烈侄	12
⑧	兄	高百兄、子俊兄	54	合 計			238
⑨	嫂	果嫂、大先嫂	2				

表3 詹元相の交際相手②母系親族

番号	親族名称	記載例	該当者数
①	舅	敏文舅、江万舅	17
②	表舅	方元述表舅	2
③	表兄	曾功表兄	1
④	表弟	江日三表弟	2
⑤	姨夫	孚伊姨夫	1
合 計			23

表4 詹元相の交際相手③非親族の姓氏一覧

番号	姓氏	該当者	番号	姓氏	該当者
①	汪	22	⑧	洪	3
②	江	16	⑨	葉	3
③	余	11	⑩	方	3
④	何	8	⑪	詹	3
⑤	張	7	⑫	その他 (姓不明者も含む)	33
⑥	王	5	合 計		118
⑦	祝	4			

表5 詹元相の交際相手④非親族の主な職業一覧

番号	職業名	記載例	該当者
①	地方役人	大鱗司王巡検	12
②	佃戸	佃戸載冬九、汪臭女	11
③	医師	仍月先生、汪野公先生	5
④	宗教者	青浩和尚	2
⑤	荷かつぎ	王百祥坦行李	2
⑥	裁縫師	裁縫三人、江孟女	3
合 計			35

兄」といった母系親族呼称だけに注目して母系親族の分類を行った。

三、同一人物を異なる表現で記載していると推定される場合、例えば、「元榮弟」と表現し、途中から「榮弟」と「元」を略する場合があるが、これは同一人物とみなした。記述内容から同一人物と思われる者が、「觀音叔」と「官音叔」の同音異字で表現されている場合も一人と数えた。但し、同一人物かどうか判断に苦しみような省略表記や宛字もあり、表の該当者数は正確とは言い難い。その他、筆者の数え違いも考えられ、正確な人数とは到底言い難いが、これらの表から彼の交際相手の大凡の傾向はつかめるのではないかと思う。

第一に、叔とのつきあいが七七名と非常に多いことに驚かされる。詹元相が、叔、兄、伯、弟の呼称をどのように使いつけているのか、時代的、地域的慣習が明確でないため断定しがたいが、おそらく父と同じ慶源詹氏の第三三世で、父より年長の者全てを「伯」、年少者を「叔」と称し、自分と同じ三四世代を全て「兄」、「弟」と称したと思われる（詹元相は一人息子で、実の兄弟はいない）。彼が叔との交際が多いのは、彼が三四世代の中では生年が比較的早い方で、同年代の人間はむしろ父

と同じ三三世代の方に多かったためであろう。同世代である兄、弟との交際もさかんで、叔、兄、弟の該当者を合計すると、一六六名に達する。交際内容は、祭祀行事や冠婚葬祭を通しての交際、金の貸借等広範に及び、日常的に親しくつきあう友人の大半が、「叔」か「兄」であった。

第二に、同村内に居住する母系親族（江氏）との交際も案外多い。詹元相は、毎年元旦には父母と必ず江親族宅を訪ね、日常的にも、主に土地売買、金の貸借を通じて往来がある。従来中国の血縁結合に関する研究は、主に族譜等の文献を用いて、父系の親族関係を中心に進められてきた。しかし日常レベルの交際においては、母系親族との交際も盛んであったことがうかがわれる。

次に、非親族との交際について。例えば「何富九」というように、親族名称を伴わない氏名だけの記載例を整理して姓氏別に表示したのが表4である。その中には①の汪姓が二二名と一番多い。その大半が慶源村の近くに位置する段莘村に住む汪族の構成員である。慶源村と段莘のあいだでは、山林の不法伐採をめぐる頻繁にトラブルが発生した（第三節Ⅱ参照）。紛争が発生する度に、慶源村の詹族と段莘の汪族のあいだで調停の話し合いが

行われ、元相も話し合いに参加した関係で交際が生じたのである。③の余姓の場合は、大半が慶源村の近くの大杞村に住む余姓の構成員である。段莘の場合と同様に山林の不法伐採や租佃関係のトラブルを解決するために彼等と交際する必要が生じた。汪姓、余姓との交際は、あくまで紛争を解決する必要上生じたつきあい、日常的な親しいつきあいはなかった。一方③の江姓の場合は、母系親族が江姓であることもあり、村の中の日常的な交際が認められる。

表5は非親族の交際相手の職業を示したもので、佃戸、役人、医師等が主な交際相手である。最も多かった①の役人は、村に税糧の督促のために来た巡験や、科挙に参加した時に試験官をつとめた府学、県学の教官達との交際等が挙げられる。次に多かったのが②の佃戸で、地主である詹元相は小作料や田面権の問題をめぐってたびたび彼等と話し合いを行った。③の医師との交際が多いのは、彼の家庭では妻子が頻繁に病気にかかっており、その度に村の外から医者を呼んでいたためである。その他に専門医を呼んで家族全員に対して天然痘の種痘を数回実施している。

以上、詹元相の交際相手の特徴を紹介した。相互扶助

や親睦活動を伴う日常的な親しい交際は、主に親族間において行われていた。一方役人、佃戸、医師等の非親族との交際は、主に仕事や生活上の必要から生じたもので、日常的な親しい交際ではなかった。慶源村のような同族関係が発達した地域においては、親族圏が日常の生活圏全体を覆っており、日常的な交際の大半は親族圏の内部で完結していたのである。

ところで、表2、表3に見られる元相の親族内の交際者数の多さは何を意味するのであろうか？一般的に同族社会内部においては、血縁制度の枠組みによって人間関係や交際活動が規定されるといったイメージがある。しかし、慶源村のように血縁結合が人間関係の大前提となっていない地域において、無数の一族郎党の中から日常的な相互扶助を伴う特定の友人を獲得するためには、他律的な血縁の絆に頼るのみではなく、さらに本人の主体的な努力が必要とされたと思われる。元相の場合も、本人の主体性なしにこれだけ多数の交際者を得たとは考えにくい。その具体的な知人の獲得方法について、次節から検討して行きたい。

第二節 民間組織「会」の参加状況

この村では、同族關係が村の生活圏全体を覆うかたちになっており、重層的な各レベルの血縁単位が村人の日常生活の行動基盤となっていた。しかし、詹元相の實際の交際活動は、血縁単位の枠に拘束されていなかった。村社会の内部には、目的及びレベルの異なる様々な民間組織「会」が存在しており、彼は各種の「会」に参加することによって、交際範囲を広げていたからである。¹⁰ 会への参加形式は様々で、個人が自主的に参加するものと、所属するサブリーニジ単位で参加するものに分けられる。『日記』の八年間に彼が関わった「会」は以下の通りである。

- I、①九子会 ②七賢会 ③百斗米会
 - II、④同庚会 ⑤文会
 - III、⑥灯会 ⑦慶源大社会 ⑧関帝会 ⑨冬至祀会
- これらの「会」を内容面から、I、金融互助組織(①③) II、文化組織(④、⑤) III、祭祀組織(⑥⑧⑨)の三種類に分けて、内容ごとに検討してみたい。

I 金融互助組織「会」(①九子会 ②百斗米会 ③七賢会)

旧中国には、個人が冠婚葬祭等の諸事情でまとまった資金を必要とする時、親しい人間同士で会を組織し、定期的な会合を開いて金の貸借をすることで、資金の融通をする互助組織があつた。日本の無尽講に相当するもので、「合会」と総称された。名称は、地方や内容によって輪会、揺会、標会、糾会等さまざまである。会の具体的内容は専門研究に譲るが、徽州地方を代表する「新安」の名が冠された「新安会」という名称が、他地域の合会の名称として広く採用されていたという報告もあり、徽州地方と合会の密接な関係がうかがえる。¹¹ 日記では、九子会、百斗米会、七賢会の三種の会が金融互助的性質を有していたと推定される。いずれも断片的な記載のため、具体相は再現できないが、関連記事をあげておく。

①九子会

一 晚飲含章兄十五兩會四會正領酒。其會係含章兄娶媳打九子十五兩銀會、二會懷仁、三會載上、四會含章。身欠載上小股該銀一錢八分七厘五、有總帳在後。今四會身該交小股一錢八分七厘五、有清帳在後。

會酒費肴三錢、酒聽用。(三九年一〇月一六日)

二 楹叔原九子會、今年該交出銀三兩衆分、立欠約一紙、付潤可叔收。楹叔旧年立三兩欠約一紙、付懷仁叔處。(同年十月十七日)

三 原丙子年(康熙三五年)含章兄打十五兩九子會、算帳、身欠載上戊寅年(三七年)三會預領小股一錢八分七厘五、已卯年(三八年)該利五分六厘二毫五、共二錢四分三厘七毫五。又欠已卯年三會正領小股一錢八分七厘五、加舊本利二錢四分三厘七毫五、共本四錢三分一厘二毫五、至庚辰年(三九年)該利一錢二分九厘三毫七、共本利五錢六分零六毫。係交載上。欠庚辰年含章兄四會正領小股一錢八分七厘五。十月十六日會期、此會平訖(四〇年一月二一日)

四 午後平含章兄原打九子會。其會今年第五會、衆議不成會、只將前領過者照例交出、付未領者均分、三面以前會帳俱扣算清。本年身與潤可叔、文贊叔、庭樹兄、含章兄俱各該領去銀三兩。身扣欠載尚二次小股本利、又含章兄四會小股本利、並坐今年小股、淨找來銀一兩八錢四分、係懷仁叔交出者。以後俱係領過者交出作五股均分、至乙酉年(四四年)滿。其會酒肴三錢(五股敷銀各六分)、酒每人一輪。(同年

一〇月一八日)

五 本日算含章兄九子會帳、本年身應得二兩二錢四分二厘、言定含章兄交而米二十七斗。身找伊銅錢二十七文、俱清訖(四一年十月一五日)。

六 節娘三兩二錢九子會、娶媳用。：支銀四錢、交節娘首會(四二年一二月三日)。

記事一―五は、含章兄が結婚費用の十五兩を調達するために発足した「九子会」に関する記事である。メンバーは、詹元相と懷仁、載上、含章兄、潤可叔、文贊叔、庭樹兄、楹叔の八名が確認できる。記事三によれば、康熙三五年に発足し、以後毎年十月一六日に一同が集まって、銀の受け渡しを行い酒を飲んでいる。記事四によれば、第五回目の康熙四〇年は会を中止した。その年は、本来元相と潤可叔等合計五名が三兩ずつ受け取るはずだったが、元相は今までの滞納分を差し引いた一兩八分四錢だけを受けとった。この記載から会全体で毎回計一五兩の銀が動いていたと推定できるが、これらの記事のみから毎年の具体的な銀の授受方法を再現することはできなかった。記事五によると、翌年(康熙四一年)も元相が受け取る年であったが、二兩二錢四分二厘を受け取る代わりに、含章兄から米二十七斗を受け取り、その換算

差額の銅錢二七文を後に含章兄に払っている。

最後の記事六では、今度は節娘が息子に嫁を迎えるために必要な三兩六錢を工面するため、新たに九子会を作り、メンバーを募っている。それに応じた元相が、節娘に四錢支払っている。先ず初回に、九名が各四錢（合計三兩六錢）を節娘に払ったものと推定できる。

②七賢会

七賢会は、会員数が七人である時の合会の通称で、徽州以外でもよく使われている。⁽¹²⁾『日記』にもこの名称が二回見られる。記載は断片的で、メンバーの一部の名（江陽舅、女孫舅、清伯、榮弟、富兄）及び第二回目の金の受取額しかわからない。

一 晚飲江陽舅、女孫舅原起清伯七賢會六會酒。

（三九年一〇月二五日）

二 榮弟去粟豆五秤半、内四秤半算交富兄首會、七賢會、伊二會正領計銀四錢五分。（四〇年三月八日）

③百斗米会

康熙四二、三年の十一月に、「百斗米会」に関する記事が見られる。記事一によると、法叔が百斗米会を組織して、詹元相は時価九錢の米を十斗出している。記事二はおそらく一年後の同会に関する記事で、会員の榮弟は

十斗出さなかったが、当年分の利息として、小樹料二つ

（意味不明）計一錢八分を出したとある。この二つの記事から、会員は毎年十一月に開かれる「会」において各人十斗出していたと推定されるが、詳細は不明である。

一 法叔百斗米會、本日交伊粟米十斗、時價九錢。

（四二年十一月六日）

二 榮弟欠會粟米十斗、收小樹料二塊、計一錢八分、算本年利（四三年一月一八日）。

II 文化組織「会」（④同庚会、⑤文会）

④同庚会（庚戌会、聯庚会）

詹元相は、康熙九年（庚戌）の生まれである。同庚会は、同年生まれの者によって結成された「会」である。

一 原庚戌同庚會每人分得文銀一兩、又租一秤半。

身與雲級以年誼又相知独厚、將所分本股兩人共租三秤（青竹山一秤、羅漢段二秤）遞年輪收共飲。今之謙伯贖去原當羅漢段二秤、原本八錢一秤、必欲求讓。

身與雲級以此會亦係之謙伯經理而成、讓去原本三錢

一分、得伊銀一兩二錢九分、繳去原契。本年租谷亦付之謙伯收、算償數年代納（三九年九月一日）。

二 潤可叔還庚戌會前借銀一兩六錢七分、繳去約訖。

(四〇年十一月一九日)

三 支一兩五錢、買聯庚會青垓山田租三秤。同高百兄、雲級弟共立議約一紙、付身收執爲凭。(四二年十一月二四日)

四 祠中會文。晚飲聯庚會酒、高百兄充首。(四二年一月四日)

五 祠中會文。晚雲級同庚會酒、景昭、高百。(四四年一月四日)

メンバーとして、詹元相、雲級、之謙伯、景昭、高百兄、潤可叔の六名が確認できる。そのうち潤可叔は、康熙三九年の『日記』に三〇歳の誕生祝の記事が見られ、元相と同じ康熙九年の生まれであることが確認できる。

行事の内容は、記事四、五によると、毎年正月四日の晩に集まって酒を飲む、というシンプルな内容で、康熙四三年は高百兄が会首についている。運営方法は、記事一によると、各人に一兩が分け与えられ、各々が租一秤半の田を会に提供し、そこから徴収した租で会の費用(飲み代)を賄っていた。記事一と二は同庚會の運営用として所有している田を会員が売買する内容であり、記事三からは会員が会の資金を借り出していることが確認できる。福武直氏は、一九四〇年代華中農村における社会集

団の特徴として、日本の若者組に相当するような年齢集団が見られない点を指摘し、その原因の一つとして、「同族村落は勿論異姓混淆村落に於いてすら年長の権威が若年者を押し、且つ輩行に重きが置かれ青少年を集団化しなかつたこと」を挙げた。¹³⁾若者組とは本質的に性格が異なるが、同族結合が強い慶源村において、同年齢を媒介とした自発的な結合が確認できる点は興味深い。

⑤ 文会

文会は、読書人の文化サロンである。科擧の受験者が多い徽州では明代以降きわめて盛んであった。慶源村内にも文会があり、生員の詹元相ももちろん参加していた。

一 晩會文酒。身充首。同會、儀一叔、文贊叔、高百兄(三九年七月二六日)

二 同儀一、文贊、含章、高百在答保舅家飲會文酒。(同年一〇月二〇日)

三 祠中會文、已冠題、「人之言曰」一節、「諸侯能薦人於天子」四句、未冠題、「君子和而不同」、小学論、「親賢如就芝蘭」(四一年一月四日)。

四 本門會文、已冠題、「居敬而行簡」一段、「君子之守修其身」一節。未冠題、「吾之於人也」、小学論、「敬勝怠者吉」(同年一月六日)

五 祠中會文(四四年一月四日)。

六 本門新文會祀先、晚飲酒(同年一月九日)。

七 本門會文、「當仁不讓於師」、「以礼存心」。(同年一月一〇日)

八 子籌叔贖去原押樹槐堂新文會一股、計原價九錢、契繳訖。原因三十六年又三月子籌叔挂紙誤燒四房人家厝屋結訟、身同雲驥兄代爲調息、充去一兩有零、

内借樹槐堂會銀九錢、雲生伯代寫新文會押、外身充去一錢一分。今子籌叔備價取贖、身已充者未還。其會向係本家飲酒、三十日果兄將前銀移去三錢、仍存衆六錢、身處充首故不起利。(三九年二月二九日)

まず、その中の「新文会」について。記事八によると「その会は向に本家の飲酒に係る」とあるが、実際に記事一、二、六全て夜に酒を飲んでおり、この会は単に酒を飲むだけの親睦会なのかもしれない。特に康熙三九年は、計五回も酒を伴う会を開いている。新文会のメンバーは、儀一叔、文贊叔、高百兄、含章、答保舅、子籌叔で、うち上から四人が詹元相と共に科挙に参加している。

文会は正月に二回行事を実施している。記事三、五は、宗祠において慶源詹族全体を対象として実施した文会で、

記事四、七は、詹元相の属する支派(本門)において実施した文会に関する記載である。いずれも、科挙を想定した課題が出されている。また記事八では、新文会の会員(子籌叔)が、会員の権利(股)を抵当に会から金を借りて、後からその権利を買い戻している点が注目される。

III 祭祀運営組織「会」(⑥興灯会、⑦慶源大社会、⑧関帝会、⑨冬至社会)

日記には、慶源村の元宵節、社祭、関帝公生誕、冬至の各祭祀に関する記述がある。これらの祭祀運営は、それぞれ個別の「会」組織によって実施された。祭祀組織は、前述の金融互助組織、文化組織とは異なる性質をもつ。前述の組織は、個人が自主的に入会するものであったが、祭祀運営組織の場合は、村内のサブリージ(支派、房)が組織の参加単位となっている。祭祀の運営はサブリージが請負単位となって、輪番で会首にあたった。詹元相の所属支派や房が当番になった年には、彼も房の代表として運営に参加している。以下、祭祀ごとに紹介していこう。⁽¹⁴⁾

⑥興灯会(慶灯会)

後述するように、毎年正月になると詹元相は各種の新
春行事への参加で多忙であった。正月の締めくくりが一
五日から約三日間行われる元宵節で、燈節とも呼ばれて
いた。⁽¹⁵⁾ 燈節運営に関する記事は以下の通りである。

一 盤樹槐燈會、各帳俱清。果兄欠租銀□□、《類
苑》一付「部」二十本押。扮兄欠租銀二錢四厘、絹
馬衣一件、綢馬衣一件押、身收。(四一年一月一五
日)

二 樹槐堂飲興燈會酒。(四五年二月一五日)

三 充本村出燈會八股之一(同年一月一七日)。

四 神燈會、同兼三兄、廷若弟充首(同年一月一八
日)

五 代官保舅作中借來慶燈會九三銀二兩七錢、天平、
每月三分息、辦祝保舅籌料雜費(同年一月二〇日)。

記事二では、元相の所属する房である樹槐堂が組織し
た興燈会で酒を飲んでいる。記事一でも、樹槐堂の燈會
の会計検査の結果、会へ納める銀を滞納した者に対して
書籍等の物件を担保として押収しており、房単位の元宵
節組織の存在が確認できる。一方記事三によれば、彼は
この年は村全体で行う「出燈會」の運営組織の八股の一
つとして当番役にあたり、翌日は他のメンバーと計三人

で会首をつとめている。つまり、慶源村には、村全体で
行う「出燈會」の運営組織と、サブリーダーで行う「興
燈會」の運営組織があつて、「出燈會」の請負組織は八
股から成り、「興燈會」のような房単位の組織が構成単
位になつていたのであろう。彼が、興燈會と出燈會とい
う組織レベルの異なる「会」の双方に参加していること
がわかり、祭祀を通じた重層的な交際方法の実態が注目
される。

⑦慶源大社会

⁽¹⁶⁾ 慶源村の社祭の実施日については、劉和惠氏の考察が
ある。劉氏によれば、年二回、立春、立秋後の五回目の
戌の日に春社、秋社が行われている。

次の記事一によると、慶源村には社壇がなく社会があ
るだけで、輪番制で会首となり、衆屋で祭神を迎え、神
に供えた肉を分配する行事だけが行われていた。

一 社。：本村獨無社壇、雖有社會、而祈報皆不得
其所。惟各戸輪流充首、迎至各家衆屋中祭神。領胙
而已。不知社無屋、於衆屋中祭社、其事已非。又各
戸領胙而去、其有剩租、亦第春、秋二祭、其餘祈雨
祈晴、以及發風、驅耗等事並不之及。此而曰社何
也？目今同志者多有言及此舉、而費不能敷、亦第存

之以俟後之能者（三九年八月八日）。

二 收咸一叔公慶源大社會昨一斤、干、係半股。外拱房衆與庭樹兄共半股。敦睦堂衆社昨一全股。淳伯收一斤、干。本家與元棠共一斤、干。（四〇年二月七日）。

三 本房社会、魯英叔兄弟充首。討酒、亥・魚・

伏・麵・酒每桌二十一敦（同年二月一〇日）

四 社。秋社含章兄房做散昨（同年八月二三日）

五 本家充慶源秋社祀神散昨、三家共充。（四二年八月一三日）

六 與拱房及庭樹兄共充慶源大社春首、本位該一半、散昨肉十戸半。每戸二斤、干淨。奠神、衆辦鷄一個

（四五年二月七日）

七 社。同洵叔充本房社首。春社本家辦祭酒、兩家分飲、各客六人。（同年二月九日）

記事二、三、六、七の内容は、既に鈴木氏の紹介があるので（注14、参照）、本稿では詹元相の参加状況を中心に説明を加えることにする。春、秋の社祭も、前述の元宵節と同様に、村全体でおこなう社祭と、房単位でおこなう社祭が二回、日を換えて実施されていた。記事二、六が村全体で行う慶源大社の祭祀で、両方とも散昨（神

に供えた肉の分配）について述べられており、肉を祭祀の請負単位である支派、房を対象に分配している。記事二の「股」と記事六の「戸」は、おそらく鈴木氏の指摘の如く同義語で、祭祀の請負単位を表わす持ち株のようなものである。請負単位的能力によって、半股か全股かが決められている。記事六では、元相の所属する房が、拱房と庭樹兄と共同して、春社の会首をつとめている。記事三、七は、村全体の社祭の数日後におこなわれた房レベルの社祭に関する記事で、ここでも散昨が実施され、元相は、四五年春に洵叔と共に会首をつとめている。つまり彼は春、秋に各村単位と房単位で実施された、年四回の社の行事の全てに参加していたことになる。

⑧ 関帝会

一 天雨。原新關帝會存銀二兩八分常、今懷仁叔借去五錢六分、寫西充塢田租一秤九斤押。契冠六收。冠六借去六錢、寫禾良坑田租一秤半押、契身收。身借九錢、寫東邊段田租二秤零五斤押、契懷仁收。四十二年正月十四、三人俱還銀訖。（四一年一二月三〇日）

二 本家充關帝會首五股之一、迎神於起元堂中設祭、晚飲酒。會規每戸散無骨肉九兩、因會租不足、衆議

自本年始停之。(四二年五月二三日)

三 祠中借出關帝會銀六錢三分、常、作七錢湊付教鼓師。(四二年七月二九日)

四 賢生弟家飲本房關帝會酒。(四五年一月一四日)

五 雲生伯將本房關帝會一股押去九七色銀五錢常。

九兌、有契、聽收租充首飲酒。(同二月十日)

関帝会は、五月一三日の関帝公生誕日を祝うために組織された。記事二によると、五股からなる運営組織があり、四二年には、詹元相の所属する房が会首をつとめている。祭祀は、彼の所属する支派の起元堂に神像を迎え、晩に酒を飲む、としか述べられていない。会規では、各戸に骨無し肉九両を配ることになっているが、「会租」が不足のためこの年から祭祀を停止している。この記事から、この会も祭田を所有し、その租で祭祀を運営していることがわかる。

ところで、関帝会関係の記事を見ると、運営資金が祭祀以外の用途に使われているケースが目につく。記事一では、関帝会の銀二兩八分の中から、懐仁叔が五錢六分、冠六が六錢、詹元相が九錢を各々の田を抵当にして借り出している。三では、会名義の銀六錢三分を鼓の指導者に払う費用の一部に当てるために借り出し、また子蔭兄

は自分の田を関帝会に一兩五錢で売っている。記事四では、関帝会祭祀とは全く関係ない一月一四日に、関帝会の資産を用いて酒を飲んでゐる。本来は、祭祀の運営を目的として作った組織であるが、会員が会の資産を祭祀以外の目的に用いている点が注目される。

⑨冬至祀会

冬至祭祀の運営に関する記事も見られる。

- 一 本村原冬至會因與壺村結訟而散。我太祖聖中公同三錫伯公、充宇太公、邦纏太公四人復敷費經理成今冬至祀會、衆因酬總理之勞、立規永遠同禮生飲酒。至近年間、以智叔公諱養恬者充首、乃滅其例不接。噫！爲祖宗興祀會固不圖自己一杯酒、但有功者不賞、而喫會者反公然傲人、非所以爲勸也。(三九年九月六日)
- 二 午後備桌盒茶、接村中當事諸人、言復原太祖及同事四人總理冬至會酒。衆人面議、仍照前例、會首接四家、同禮生飲酒、永遠不佻(同年一月二二日)
- 三 晚飲振斯叔充首冬至酒。(同年一月二三日)。
- 四 冬至、祠中祭祖、晚赫叔家飲酒。(四〇年一月二三日)。

五 冬至、祠中祭祖、晩飲禮生酒。(四二年一月一五日)。

記事一によると、村にはかつて「冬至会」があつたが、壺村に対して訴訟を起こしたために解散してしまつた。その後四つの支派の協議で復活したが、また会首の判断で中断されたという。結局康熙三十九年に、四派の輪番制による祭祀の復活がきまり、詹元相は毎年祭祀と宴会に出席している。

以上、詹元相が参加した会の概略を紹介した。日記には他にも、輔仁会、振甲会、地藏会、張仙会、大王会等の名称が見られる。いずれも具体的な記述に乏しいので「会」の内容を推定することはできないが、当時の地域社会に於いて様々な名目の「会」が組織されていたことが確認できる。⁽¹⁷⁾最後に、これらの民間組織「会」に共通する特徴を指摘しておきたい。

一、どの会も、常任の責任者を置かず、会員全員が輪番制で会首につく方式をとっていた。この運営方法は、全員が平等に責任を負担することによって、特定者に権力が集中するのを防ぎ、参加者の「個」の機能を尊重するものであつた。かかる組織原理の浸透は、会が中国の伝統的な均分主義に立脚していることを示唆しよう。

二、地域内に、自律的な会と他律的な会が存在した。一つは個人が目的を達成するために主体的に組織した会で、前述の金融互助組織、文化組織がこれに相当する。もう一つは、サブリーニージ等の既存の社会結合が参加単位になつて組織した会で、各種祭祀組織が相当する。祭祀組織に組込まれたサブリーニージの成員は、強制的に会への参加を義務付けられた。

地域社会内に、性格の異なる二種類の会が存在し、詹元相がその双方に係わっていた点は注目し値する。地域社会の祭祀がサブリーニージを利用して運営されたことは、当時の社会においては、血縁結合が社会集団として有力に機能していたことを意味する。しかし一方で、同じ人間がサブリーニージの枠をこえた様々な会を組織していたということは、彼等が血縁を軛帯とした交際のみで満足できず、自己の目的に合致した会を作ること、⁽¹⁸⁾「個」のネットワークの拡充を図っていたことを示そう。

三、どの会も、会員に対して会資産の一時貸与を実施する金融機能があつた。金融互助組織でもある合会は、金の貸借が第一の目的であり、まとまつた資金が必要な時に使われた。しかし他の会においても、会員が頻繁に会の資金を借りている。『日記』を読むと、この村の人々

が借金について多種多様な方法を持ちあわせていることに驚かされる。上記の「会」以外にも、元相個人から借りたり、元相の所属する房で管理する「樹槐堂会銀」や、詹氏の祠堂で管理する「祠衆銀」から借りるケースがあった。¹⁸⁾ どの会も、貸出額は多くない。大半の会は、専用の不動産を所有し、その租収入で、運営されていた。しかし、慶源村のような耕地面積全体が少ない山村では、小規模な不動産しか所有できず、少額しか融資出来なかつた。そこで、結婚や病気、新築等でまとまった金を必要とする場合、彼等は複数の会から資金を寄せ集める必要があつた。そのためどの会にも金融機能があつたのであろう。

四、どの会も必ず酒を伴う宴会を実施していた。なかには関帝会のように、会の資金不足のために肝心の祭祀は中止して、その後は資金の貸付けと宴会だけを行うケースもあつた。これは、会のもつ相互扶助や娯楽といった補助機能が、会員にとって会の本来の目的以上に魅力的であつたことを物語っている。同庚会や新文会のように、仲間が集まって酒を飲むことを当初から第一の目的として発足した「会」もあるほどである。中国の「会」について、その大半が金融機能をもち、会員各自の経済的利

益獲得を目的にしていることから、その合理的打算的性格を指摘する見方がある。¹⁹⁾ しかし、慶源村のように集会の都度に宴会を開くのは、必ずしも合理的、打算的行為とは言い難い。むしろ筆者には、損得感情は抜きに「会」を口実に宴会への参加を楽しみにする会員の顔が見え隠れするのである。彼等は日常生活において必要な情報や人脈を獲得したり、必要な資金を借りたり、あるいは自らも大いに楽しむ場として、「会」を複合的に利用していたものと思われる。

第二節 個人交際

I 宴会の出席状況

本節では詹元相が、「会」の参加以外に行つた交際の数々を紹介する。彼がいかなる機会を利用して、どのような人と交際したのかを『日記』から抽出してみたい。前節でも触れたが、彼の交際には酒が欠かせない。交際のための酒か、酒のための交際か、判断に苦しむ位である。彼がどんな時に誰と飲んだのか、挙げてみよう。

①新年酒（正月）

元相の正月は、毎年酒びたりであつた。それは、日頃

築いたネットワークを確認する場でもあった。試みに、康熙四〇年の正月風景を紹介してみよう。

正月一日、父母と、敏文舅宅で新年の酒を飲む。

二日、詹氏各支派（起元堂、瑞環堂、慶元堂）へ年始回り、支派内の各房へ年始回り。母方のおじといとこ三人を迎えて新年酒を飲む。

三日、祖先の墓参りをする。

四日、文会。夜孔彰叔と輔仁会の酒を飲む。仮面劇を迎える。⁽²⁰⁾

五日、江景昭兄宅で賞春。昼、加伯、淳伯、泳姉とその家族を昼食に迎える。

六日、起元堂の文会。夜文和叔宅で謝中酒（三二頁参照）を受ける。

七日、慶源村詹氏全体の祖先祭祀。起元堂が会首に就く。夜源伯家で祝い酒（礼生酒）を飲む。

八日、起元堂の祖先祭祀。晚祝保舅宅で休寧県に住む岳文（妻の父）と同席する。我が家から茶を贈る。

九日、子俊兄宅でめい婿の爽氏と同席する。

十日、夜、観音叔兄弟、□□兄、富兄、弟二人を新年酒に迎える。

一一日、夜、振斯叔と法叔の家で夕食を共にする。

一二日、夜、冠六宅で敏文舅先生と酒を飲む。

一三日、夜、敏文舅先生を招待する、養叔、女伯、瑞叔、豹弟も同席する。

一四日、夜、榮叔家で紅梅を賞でる。

一五日、起元堂の春醮。

一七日、夜、祝保舅と休寧県の親戚李氏と舅二人を招く、敏文舅、洄姑夫（父の姉妹の夫）、江三錦兄、澄若叔も同席。江日三表弟に酒を御馳走になる。

一八日、蔚林兄に新年酒を御馳走になる。

一九日、希震叔と共に鴻安兄に御馳走になる。

二〇日、夜、法叔、楹叔、瑤叔、振斯叔、蔚林兄、子元を新年酒に招く。

元旦から二〇日まで、前節で紹介した「会」の行事以外は、連日宴会に明け暮れている。正月の交際で注目されるのは、母系親族（舅、表弟）との交際が高い割合を占めていることで、毎年元旦には必ず母系親族に年頭の挨拶に出かけている。

②誕生日

詹元相の行動を見ると、節目ごとの誕生日に親しい人と誕生祝をする風習が当時すでに定着していたことが確認できる。元相の康熙三九年の誕生会出席の状況を示し

表 6 康熙39年の誕生祝い出席状況

番号	月日	誕生日者名	年齢	詹元相の贈り物	出席者数	備考
①	2月6日	雲級叔の母	50歳	卵50個、麪1斤	不明	祠堂で開催、劇あり 鴻安兄の庭園で 栄叔宅で
②	2月16日	猷伯	80歳	会費 1.2銭/人	多数	
③	5月1日	桓叔公の孫	誕生	会費 0.35銭/人	4人	
④	6月15日	奴才叔	30歳	会費 0.339銭/人	7人	
⑤	6月19日	潤可叔	30歳	不明	不明	
⑥	7月24日	六生叔の妻	不明	不明	7人	
⑦	7月29日	乳母	60歳	果盒、酒、布靴2足、 4銭	不明	
⑧	7月29日	酉兄	不明	不明	不明	詹元相宅で 9月4日返礼の宴あり
⑨	8月24日	秀三兄	50歳	魚一斤 (3銭)	5人	
⑩	12月1日	元棠弟	10歳	索麪2斤、 卵15個、0.8銭	不明	
⑪	40年2月	江陽舅	冥寿	不明	不明	

たのが表6である。多くの場合、彼は誕生祝いとして贈り物か祝い金を贈っている。表中の2番の賢伯の八〇歳祝いには祠堂で行われ、劇が奉納され、夜にはその返礼の劇(回戯)があった。彼は、当日の日記で「数年来、村の高寿や、六、七十歳の者は皆誕生祝いをするが、賢伯の様に一族全体で祝うことは稀である。私の父母が、戊寅(康熙三七年)にそろって五〇歳を迎えた時も、諸友及び一族の家長や諸兄がみな祝いに来てくれた。今年猷伯の御祝いが行われ、徳が足りると人もそれに感ずる(盛大な御祝いが行われる)ことを実感した」と感想を寄せ、当時は誕生日の規模がステイタスシンボルとして競われていたことをうかがわせる。表中の番号②③④、⑥⑨の誕生祝いは、誕生日の当人以外の家で実施されている(他は不明)。つまり、友人達が当人のために祝宴を開く形式が多いのである。⑨では、八月二四日に詹元相の父親が秀三兄のために誕生会を開いた後、九月四日に当人から返礼として「生日酒」を振るまわれている。⑪のように、死者の誕生日を祝う冥壽の祝いも実施されていた。

③ 謝中酒

日記には、村の日常的な紛争に関する記述が多い。詹

元相がその仲裁役をつとめると、謝中酒がふるまわれた。例えば、康熙四〇年九月、羅村の詹族の際飛伯と、志曾叔の両家が埋葬地のトラブルで、慶源村に調停を依頼に来たが、元相があいだに立って、実際に問題の土地の検分を行い両家の揉めごとを解決した。その二か月後に両家から謝中酒をふるまわれた。

④その他

次のような宴会の参加に関する記載も見られた。

撒帳酒、婚礼の儀が終わった後、新郎新婦が客にふるまう酒。

暖房酒、新居祝いに客を招待して飲む酒。慶源村の結婚式では、撒帳酒の数日後に新居で暖房酒を招待している。なお詹元相は、『日記』の中で二回仲人役をひきうけており、結婚にかかわる交際が盛んであった。

散夥酒、帳簿処理の終了後、関係者が打ち上げとして行う宴会。

開筆酒、**進学酒**、子供が初めて、正式に字を書いたり進学する時、その親が客にふるまう酒。

和事酒 紛争が解決した後、両者が仲直りで飲む酒。

餞行酒 送別会。元相が科挙で南京に行く時や、友人が故郷を離れる時に開いた。

清明酒 清明節祭祀で実施する宴会。

定期的な年中行事や「会」の会合だけでは飽きたらず、些細な事を口実に、皆で集い親交を温めた当時の人々の生活が伝わってくる。日記を見る限り、村には酒館のよいうな所はない。公式の集りは、祠堂や支祠で行われたが、その他の自由な宴会は、皆それぞれの家で行われている。宴会で注目されるのは、相互に訪問しあうケースが多いことである。例えば、前述の正月の宴会をみると、詹元相は自分を招待してくれた人（敏文舅、法叔、振斯叔、林兄、祝保舅）を積極的に自宅に招待している。次の誕生日の場合も、返礼としての劇や「生日酒」の習慣が確認できる。私的宴会は、双方が互酬関係にあることの表現行為にほかならない。かかる私的宴会の盛行は、彼が「会」を通じて知人を得る以外に、さらに個人交際を通じて互酬関係を確立することで自己のネットワークの拡充を図っていたことを示そう。

II 紛争に係わる交際

詹元相が酒が飲めることを交際の最大の価値とみなしているような書き方をしたが、決してそうではない。『日記』をみると、この村には、宴会以上に彼が才量を

發揮することができ、数々の場が存在したことが確認できる。その一つが村に起った様々な紛争の解決である。この山奥の小村にも様々なレベルの紛争が絶えず起り、詹元相はそれに対して仲裁役や当事者として、積極的に関わっている。日記に見られた紛争の一部を表7にまとめた。

以下、紛争の性格を表にもとづいて説明する。

一、慶源村詹族内部で発生した紛争。番号①②④⑬⑱が相当。②④⑬のような個人レベルの紛争と、①⑱のような支派や房全体に関係が及ぶ場合の二つのケースがある。いずれも、詹族内部の第三者を仲裁者としてたて、族内部で解決している。

二、隣村の他姓と慶源の詹族の間で発生した紛争。うち、大杞村との紛争が⑤⑥、段莘村が⑦⑪⑮⑯、桃源村が⑫等である。紛争の主要原因は、山林の不法伐採と欠租であった。婺源県は、木材の産地として有名で、江南の主要都市に出荷している。⁽²¹⁾山林の多くは、宗族内で共同管理をしていたので、⁽²²⁾貴重な商品である山林の不法伐採が引き金になって、宗族間や村落間の対立に発展するケースが後を絶たなかった。とくに、段莘村と頻繁にトラブルが発生している。『日記』によると、慶源村と段莘村

は、明弘光年間に双方が境界を越えて不法伐採した場合は罰金百両を払うという合議書を作成しており、⁽²³⁾昔から紛争が存在していたことがわかる。注目されるのは、村落、宗族間の紛争は、必ず村の中の約内、郷約、約と呼ばれる役職者を通じて調停が行われる点である。郷約とは、郷村内の自治行政を司どる役職名である。⁽²⁴⁾両族、両村間における紛争の時は、このような狭義の血縁の枠を超えた役職者が必要とされたのであろう。

詹元相は、これらの紛争において、どのような役割を担っていたのだろうか。まず、異宗族間の紛争においては、詹族の代表者として他村に訴状を届けたり、双方の調停の話し合いの場に出席した。訴訟の件で県、府城に出向いたり、訴訟に要する費用の管理も担当した。個人間の調停を引き受けることも多かった。そのときは、加害者が被害者に払う費用を元相が立て替えて払ってやり、後から利息をつけて返済させる、という高利貸業を営む彼らしい面も見られる。また表中の⑭では、胡村の佃僕が地主の詹元相に租を滞納した件で、仲裁者をたてて話し合いをしたが、佃僕が言うことを聞かないので、立腹して佃僕が御馳走を盛って持参してきた碗や皿をたたき割ってしまうといった、地主らしい一面も見られる。⁽²⁵⁾

表7 『日記』に見られた紛争の例

番号	発生日	紛争の当事者名	紛争の当事者名	仲裁者	紛争の内容→解決方法
	(康熙)	A	B		
①	39年7月	詹族・天沐叔等	詹元相の所属房	詹族・澄若叔等	双方の墓地に接する平地の所有→BがAから土地を買う。
②	39年7月	詹族・王錦弟	詹族・期男姐	詹族・詹起濡	AがBの租を着服→着服分を返す
③	39年8月	佃戸・汪高九等	江万舅	詹族・詹元相等	田底権と租に関する争い→Aが未納の租をBに払う
④	39年9月	詹族・官音叔	詹族・桓叔公	詹族・詹元相	にわたりの死の責任の所在→AがBに弁償
⑤	39年9月	<u>大汜</u> ^{注1)} ・余允濟	詹元相の所属房	<u>大汜</u> ・ <u>郷約</u> ^{注2)}	田面積をめぐるトラブル→未解決
⑥	39年8月	<u>大汜</u> ・余烏等	詹元相の所属房	<u>大汜</u> ・ <u>郷約</u>	AがBの木を無断で伐採→訴訟
⑦	40年2月	<u>段莘</u> ・汪弗等	詹元相の所属房	<u>段莘</u> ・ <u>約内</u> 等	AがBの木を無断で伐採→証拠品の没収
⑧	40年8月	<u>頂山</u> の詹族・烏女叔	<u>頂山</u> ・何大起	詹族・詹元相	AがBの木を無断で伐採→AがBに弁償
⑨	40年9月	<u>羅村</u> の詹族・際飛伯	<u>羅村</u> の詹族・志曾叔	詹族・詹元相	墓地の領界をめぐるトラブル→話し合いで解決
⑩	40年11月	詹族・尔攀兄	<u>謝坑</u> ・曹佩生	詹族・詹元相	AがBの墓地を不法使用→話し合い(未解決)
⑪	41年11月	<u>段莘</u> ・村人	詹族全体	<u>大汜</u> ・ <u>約</u>	AがBの土地でたきぎをとる→訴訟
⑫	42年6月	<u>桃源</u> ・村人	詹族全体	<u>桃源</u> ・ <u>約</u>	AがBの山の木を無断で伐採→BがAに弁償
⑬	42年7月	詹族・潤可叔	詹族・鴻安兄	詹族・詹元相	祠堂内で口論→仲裁
⑭	43年3月	胡村佃戸・呂万	詹族・詹元相	詹族・細節叔公	AがBに租を納めない→話し合い(未解決)
⑮	43年4月	<u>段莘</u> ・戴冬九等	詹元相の所属房	<u>段莘</u> ・ <u>約</u> 等	AがBに租を納めない→訴訟→未納分払う
⑯	43年2月	<u>段莘</u> ・村人	詹族全体(?)	<u>段莘</u> ・ <u>約</u> 等	AがBの祖先の墓の木を不法伐採→弁償
⑰	43年7月	<u>石佛</u> ・村人	<u>盧源詹氏</u> ・之梅	<u>石佛</u> ・ <u>約</u> ・詹元相	AがBの木を無断で伐採→弁償
⑱	43年10月	詹族・鴻安兄	詹族の所属支派	詹族・瑤叔等	AがBの木を不法伐採→弁償

注1) 下線部分の固有名詞は、すべて慶源村の近辺に位置する村の名称である。

注2) 破線をひいた郷約、約、約内は郷村内の自治を務める役職者名である。

III 雨乞い

彼の日記には、毎日必ず天候が記されている。自然環境の厳しい郷村の地主である元相は、常に天候に関心を払っていた。この村は、毎年のように干害や疫病に悩まされていた。詹家でも妻子がよく病気に罹って、それが度重なるとお払い（解猖禳送）を頼んだりしている。⁽²⁶⁾この村では、干害の烈しい年の六月の中旬から一、二週間、村にある溪東廟（八六頁、図1参照）において雨乞行事が実施された。『日記』では康熙三九、四二、四五年に実施された。ここでは、康熙三九年の記載の一部を紹介してみる。

「六月一七日、稲がひどく枯れているので、晩になると村の約内がドラを鳴らし、壇を建てて雨乞をすることを呼びかけた。一八日朝、溪東廟で香をたき、屠殺禁止を通達する。一九日、壇を起こす。私は廟のなかで事務処理をする。」その後、村人達と共に廟内から神像を担いで過去に祈祷の効果があつた山の山頂に赴いたり、七月二日に実際に雨が降るまで様々な形の行事が行われた。詹元相は、この年は雨乞行事の運営責任者であつたらしく、時には廟に泊まりがけになって、事務処理や収支決

算の仕事を行っている。

森林を不法伐採する隣村に対して抗議を行つたり、村人と共に雨乞に奮励努力する時、詹元相は村の代表者としての任務を担っていた。顔がひろく博識で金銭感覚に優れた彼は、地域の代表者として適任であつたのかもしれない。祭祀運営、雨乞、紛争の解決は地域社会を維持していく上で不可欠な公共活動であつた。それらは、地域の安定と個人のネットワーク拡充を望んでいる生員層にとって格好の交際の「場」でもあるため、彼等の主導の下において実施されたのである。

IV 科挙

詹元相の最終身分は增生である。彼は生涯郷試に合格できなかった。日記を書いた八年間、彼は常に科挙に挑戦し続けていた。郷試は、三年に一回しかないが、他にも郷試をうける学力の有無を判断する科試や歳試、或いは郷試を受ける補欠資格をとる遺材の試験等に参加した。これらの試験は徽州内の府や県で行われたので、彼は毎年一回は試験に参加するために外地に旅立った。

詹元相は確かに科挙に終生受からなかつた。しかし、科挙に挑戦し続けたことは、人生上大きな意義があつた

と思われる。第一に、彼は科挙の受験を通じて、初めて徽州以外の地を訪れ見聞を広めることが出来た。『日記』では、彼は郷試のために二回南京に赴いたが、その旅程がなかなか興味深い。いずれも先に杭州、蘇州、無錫等の観光地にたちよつてゐる。杭州では西湖を遊覧し、蘇州では買物を楽しんだあと虎丘や諸寺を廻り、無錫では惠泉酒の美味なことに感激した。第二に、科挙受験を通じて、彼は郷村外に多くの知人を得ることが出来た。彼は、旅先で多くの徽州出身の知人宅に泊つてゐる。さらに、府試、県試、科試の参加を通じて、知県、知府、県学の教官等と知合うことが出来た。科挙は、一般の書生が地方官僚と知合う初めてのチャンスでもある。県学の何老師と胡老師は、その後何度か地方官吏として慶源村を訪ね、元相は彼等を手厚く接待してゐる。⁽²⁸⁾最後は、彼は生員として文会に参加したことで、郷村内において一定の社会的地位を獲得できた。徽州において文会は、単なる科挙受験者たちのサロン以上の政治性を備えるものであった。清代歙県の文会について、「各村自ら文会を為り、名教を以て相砥礪する。郷に争競有らば、始めは則ち族に鳴らし、決す能わざれば則ち文会に訴え、約束を聴く」という記述があり、⁽²⁹⁾当時の文会は郷村におい

て、宗族レベルを上回る最高決定権を備えていたことがうかがえる。各種の公共活動で活躍する場が与えられたのであろう。といつても『日記』に記された文会の実態は、単なる予備塾と飲み会を兼ねた集いにすぎなかった。科挙合格の夢と村人たちへの関心を常に忘れずに文会を酒をかわすことが、生員たちが地域において特定の地位を維持していく上で不可欠な行為であつたのに相違ない。

結語

詹元相の地域社会に於ける交際活動について、「会」の参加、個人交際を中心にして述べてきた。最後に彼の交際活動の特徴を総括しておきたい。

彼は、自分にとって必要な人間関係を自主的に選択する、「個」を中心としたネットワーク作りを実践した。明清期徽州地方においては、いわゆるフリードマンが想定した「リニージ」に相当する宗族集団がつねに支派や房を分節させながら存在し、個人は派、房等の各レベルの単位に重層的に帰属してゐた。⁽³⁰⁾しかし、地域の同族内部には、それ以外に目的をもつて主体的に組織された各種「会」や、パーソナルな知人関係が存在し、それらは、派、房等の単位枠を越えた結合関係であつた。詹元相は、

地域の交際活動を通じて、①帰属単位としての派、房との関係、②目的組織である「会」との関係、③パーソナルな知人関係という三つの関係を利用しながら、自分の目的に合致したネットワーク作りに励んだ。かれが獲得した知人は結果として同族内部に人間が大半を占めていたが、人脈作りの手法自体は主体的で開放的であった。

従来の徽州研究は、宗族制を中心にして農村社会構造が述べられていたが、村人達の日常生活における行動原理を捉えるためには、さらに個人と②、③の関係についても目を向ける必要がある。

次に、彼が常にネットワーク作りのプロセス自体を楽しんでいる点が注目される。「会」にしろ私的交際にして、常に酒宴が開かれた。彼らがコミュニティ活動を自らも楽しむ場として積極的に利用している姿がうかがえる。現在中国では公金を濫用して宴会を開くことが問題化しているが、元相をはじめとする当時の村人たちも、何かと理由をつけては資金を捻出して集い、楽しく飲みながら多くの知人を獲得していくという同様の交際術を実践している。

ところで、彼の交際活動の全てが自己中心的に行われた訳ではなかった。彼は祭祀運営、雨乞い、紛争の調停

といった地域の公共活動にも積極的に参加した。さらに日常の個人交際に関しては、自己中心というよりも相互扶助の精神に支えられていたと理解すべきだろう。コミュニティ活動は人間のもつ多面的な性格に支えられて実践されているのである。彼の場合も例外ではなく、その交際活動から、自己保全、相互扶助、地域・公共への関心といった複合的な行動原理を導くことができる。

顧炎武は明末清初に五十万人存在した生員について、「大半が、我が身や家の保全を計るだけの生活をおくっており、天子の役に立つものは数十人に一人も満たない」と批判し痛烈な生員無用論を展開した。⁽³¹⁾ 本稿で紹介した詹元相は、まさに顧炎武が指摘するところの、自己保全のために生員となった天子の役に立たない郷居生員であった。もともと「天子」の役には立たない彼ではあったが、郷村内においてはその教養や身分が発揮される場が多々存在した。本稿で紹介した祭祀運営、文会、訴訟、雨乞等の諸活動である。これらは主に自らが楽しみ人脈を形成するために実施された。しかしこれらの活動を通じて、郷村内に狭義の血縁枠を越えた様々な集団が組織された。そして同族結合とこれらの諸集団が交際活動を通じて輻湊しあうことによって、はじめて地域の

コミュニティが成立したのである。郷村社会の維持に貢献をしたという点において、詹元相は「天子」の役に立つ人物であつたといえよう。

註

(1) 『亭林文集』卷一、生員論

合天下之生員、縣以三百計、不下五十万人。

(2) 『日記』に記された、租佃関係、高利貸活動、社祭、物価等については、劉和惠「讀稿本『畏齋日記』」『中国史研究』一九八一年一期、で紹介されている。

(3) 史鉄生『遙かなる大地』（山口守訳）宝島社、一九九四年

(4) 最近の代表的研究として、香港新界の農村社会を調査対象とした瀬川冒久『中国人の村落と宗族』一九九二年、弘文堂、が挙げられる。他の研究についても同書の引用文献リストを参照されたい。

(5) その結果、当時の農村社会の行動実態が明らかでないまま、高度な理論的研究が先行する傾向があつた。明清史研究における「実態と研究の乖離」については、安野省三「地主の実態と地主制研究の間」『東洋史研究』三三三卷三号、一九七四、岸本美緒「『歴年記』に見る清初地方社会の生活」『史学研究』九五卷六号、一九八六年、における問題提起を参照されたい。岸本氏の同論文は、『歴年記』（清初上海の一知識人の回想記）を利用して当時の日常生活の再構成を行ったものである。同氏は当時の知識

人の行動の特色として、「（人生の）選択の幅が大きいといった意味での自由さとそれに伴う不安定性、他面での人間関係の強さと多様さ」、を指摘しているが、これは本論文で紹介する詹元相の行動形態の特徴とも基本的に一致するものである。

(6) 徽州文書の収集、整理と徽州学研究の現状については、劉重日「徽州文書の収蔵、整理と研究の現状について」『東洋学報』七〇卷三・四号、一九九八年、周紹泉「徽州文書の収蔵・由来・整理」『明代史研究』二〇号、一九九二年、白井佐知子「徽州文書と徽学研究」『史潮』新三二号、一九九三年などを参照。

(7) 拙稿「明清時代、徽州農村社会における祭祀組織について」『祝聖会簿』の紹介—(一)(二)『史学』五九号巻第一号、第二・三号、一九九〇年。

(8) 『婺源慶源詹氏宗譜』（乾隆五〇年刊）、同族譜の閲覧に關しては、ユタ系図協会からの便宜を受けた。記して謝意を表わしたい。

(9) 嘉靖『新安名族志』上巻、詹氏。

(10) 明清期の徽州社会には、様々な目的をもった民間組織が存在していた。紹周泉氏の徽州文書の紹介記事によると、徽州文書の中には『日記』に見られる祭祀、金融、文化に關する「会」以外に橋会、船会、商会等の「会」運営に關する帳簿冊等もある。これらの帳簿には「会」の運営、規則等が記載してあり、当時の風俗や人々の心性を理解する上で貴重な史料であるという（注6の同氏論文参照）。

- (11) 合会の研究及び新安会の名称については、王宗培『中国之合会』中国合作学社、民国二〇年、四頁。土肥武雄「北支農村金融機構上における合会の地位並機能」『満鉄調査月報』第一八卷六号、昭和二三年、四七頁。費孝通『江村経済—中国農民的生活』（戴可景訳）、江蘇人民出版社、一九八六年、第一五章資金。

(12) 前注、土肥論文、四七頁。

- (13) 福武直『福武直著作集 第九卷 中国農村社会の構造』東京大学出版会、一九七六年、第二章、農村に於ける社会集団、第三節第四項。

(14) 本節の元宵節、社祭、冬至関係の記事については、鈴木博之氏の紹介がある。本節は、同氏の研究成果から学んだ点が多々あることをお断わりしておきたい。鈴木博之「清代徽州府の宗族と村落—歙県の江村」『史学雑誌』一〇一編三号、一九九二年。

(15) 徽州地方の元宵節祭祀運営については、注7の拙稿参照。

(16) 註2論文、社祭の項。

(17) 明清期には他にも様々な名目の「社」「会」組織が存在した。明代の「社」「会」の概況については、陳宝良「明代的社与会」『歴史研究』一九九一年五期を参照。

(18) 徽州では、祠堂で管理している銀を族員に貸付け、その利子収入で祠堂の財産を増やす方式が定着していた。陳柯雲「明清徽州族産的發展」(第四屆明史國際學術討論會発表論文、一九九一年)

(19) 注13福武前掲書、四九三頁、「その他、金融機能を兼

ね、会員各自の利益ともなる様な会がきわめて多く而も巧妙に組織されることは、ここに繰り返すまでもない。かくて、最も協力を切実に感ずべき農耕に協力組織がなく、明確に合理的に立脚する協力が極めて多種多様に組織化去されていると言う点、われわれは、一面中国人の所謂団結才能を見ると共に、その才能が合理的打算的に發揮されるものであることを認識するのである。

(20) 原文「初四接鬼會神戲。」婺源の東北部の慶源村、長徑村では、現在も年末から正月にかけて「攤礼、攤舞」（仮面戯）が実施されている。田仲一成『中国巫系演劇研究』東京大学出版協会、一九九三年、第四章江西省婺源縣長徑村の攤礼参照。

(21) 婺源県の木材業の發達については、重田徳『清代社会経済史研究』第三節、岩波書店、一九七五年。及び傳衣凌「明清時代徽州婺源商史料類輯」『徽商研究論文集』安徽人民出版社、一九八五年参照。

(22) 陳柯雲「從《李氏山林置産簿》看明清徽州山林經營」『江淮論壇』一九九二年一期。

(23) 『日記』康熙四一年六月二日。

(24) 道光『婺源縣志』卷三九、「通考」六にも「康熙十三年段莘、慶源等の処、郷約汪光烈等の人有り。」とあり、役職としての郷約の名称が確認できる。徽州の郷約については、陳柯雲「略論明清徽州的郷約」『中国史研究』一九九〇年四期、参照。

(25) 『日記』康熙四三年三月二五日。

(26) 『日記』康熙三九年八月二八日。

- (27) 『日記』康熙三十九年六月二十四日、同村衆接佛、身與潤可兄、蔚林兄至閩山嶺頭、午時佛到壇。
- (28) 例えば、康熙四三年三月一八日に、何老師が、税糧の催促のために慶源村と段莘村を訪れている。
- (29) 許承堯(清)『歙事閑譚』、第十六冊、歙風俗禮教考、各村自為文會、以名教相礪。郷有争競、始則鳴族、不能決、則訴於文會、聽約束焉。(『明清徽商資料選編』黄山書社、一九八五年、合肥、三九頁所収)
- (30) モーリス・フリードマン『中国の宗族と社会』(田村克巳、瀬川昌久訳)、弘文堂、一九八七年。
- (31) 注1、生員論。